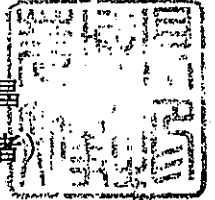


水 土 第 1 5 号

平成 2 6 年 4 月 1 1 日

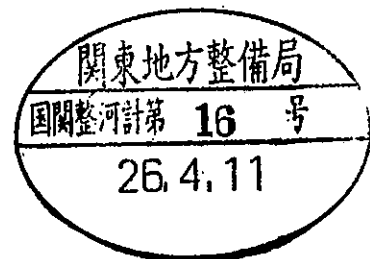
国土交通省 関東地方整備局長 殿

茨城県知事 橋 本 昌
(水道に係る特別水利使用者)



霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討に関する意見聴取（回答）

平成 2 6 年 3 月 2 8 日付け国関整河計第 1 2 0 号－ 1 により協議のあったこのことについて、別紙のとおり回答します。



【担当】

茨城県企画部水・土地計画課

電話

E-mail

(再評価)

【ダム事業】

〈茨城県〉

事業名	茨城県知事の意見
霞ヶ浦導水事業	霞ヶ浦、桜川（千波湖）の水質は、様々な浄化対策の実施や平成20年度からの森林湖沼環境税の導入による生活排水対策の強化などにより一定の改善はみられるものの、現在もアオコが発生するなど、まだまだ十分ではなく、霞ヶ浦導水事業による抜本的な対策が必要である。 また、本県では、導水事業の完成を前提として既に暫定水利権を取得し、水道用水は県央地域の約70万人へ、工業用水は常陸那珂火力発電所など15事業所に給水している。 さらに、近年、利根川においては、渇水による取水制限が実施され、那珂川においても渇水に伴う塩水遡上が発生している。 以上のことから、霞ヶ浦導水事業は、霞ヶ浦・桜川（千波湖）の水質浄化、新規都市用水の確保、渇水対策の観点において必要不可欠な事業と考えており、下記のとおり意見として回答する。 記 1 「継続」することが妥当との対応方針（原案）案が示されたことは、当然の結果であり、国は一刻も早く事業を継続する対応方針を決定し、速やかに工事を再開すること 2 工事の実施にあたっては、検証に要した遅れを取り戻すため、工期短縮に努めること 3 徹底したコスト縮減を図り、事業費の圧縮に努めること